

質 問 回 答 書

令和6年度「空き家コーディネーター」業務委託

質問1. 資格要件についての確認です。

(2) 会社法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、特定非営利活動促進法、その他法律に基づき設立された、宅地建物取引その他の不動産取引・賃貸・管理に関する事業、相続業務又はまちづくりの推進を図る活動を行う法人であること。

上記の記載がありますが、宅地建物取引その他の不動産取引・賃貸・管理に関する事業、相続業務又はまちづくり・・・のうち、相続業務の前にある点の意味は、「又は」「及び」でしょうか？

回答1.

「又は」という意味です。

質問2. 質問1における回答が「又は」である場合、応募団体が直接、宅地建物取引その他の不動産取引・賃貸・管理に関する事業、相続業務又はまちづくりの推進を図る活動をしているのではなく、応募団体の会員が、当該業務を行っている場合でも応募は可能でしょうか？

回答2.

説明書2ページ 2 資格要件に記載のとおり、(1)～(6)のすべてを法人として満たす必要があります。また、質問回答18も御参照ください。

質問3. 現地調査の事業者・士業等と対処にあたる事業者・士業は同一の事業者であって良いでしょうか。

回答3.

説明書3ページ 4 企画提案書の内容(3)イの専門家・協力事業者と同ウの出張相談・専門家派遣の相談員・専門家は同一の者でも構いません。

質問4. 現地調査について、所有者に費用負担を請求することは仕様上可能でしょうか。

回答4.

出張相談・専門家派遣については、委託業務の内容に含まれるため、委託業務内で生じた費用(交通費含む)は委託費用の中から受託者に負担してい

質問 9. 電話番号（フリーダイヤル等）やメールアドレスのドメイン等の指定はございますでしょうか。指定がある場合には、指定の内容をご教示ください。

回答 9.

業務委託仕様書 2 ページ 5 委託業務の内容(1)の相談受付について、電話番号やメールアドレスのドメイン等の指定はありません。

質問 10. 「オンライン（ホームページ、メール等）により行う」について、既存環境等の利用ではなく、受託者にて環境を用意する認識で相違ありませんでしょうか。

回答 10.

はい。御認識のとおりです。

質問 11. 参加資格要件ですが、共同事業体で参加する場合は、参加企業の内、1社が要件を満たせば参加可能となりますでしょうか。

回答 11.

質問回答 8 に記載のとおりです。

質問 12. 相談窓口（無料）を埼玉県内に設置し、相談員を配置することと記載がありますが、窓口から専門相談員への相談はオンラインで実施しても良いでしょうか。

回答 12.

業務委託仕様書 2 ページ 5 業務委託の内容（1）に記載のとおり、受託者は、相談窓口（無料）を埼玉県内に設置し、相談員を配置するとなっており、窓口には相談員が配置されている必要があります。

質問 13. 出張相談・専門家派遣について、現地調査の要望を頂いた際にの交通費や調査費用等は空き家所有者へ請求することが可能でしょうか。

回答 13.

質問回答 4 に記載のとおりです。

質問 14. 出張相談・専門家派遣について、現地調査以外の要望があった場合、専門家の派遣場所は 相談窓口設置場所との事ですが、これは所有者の合意が得られた場合、お電話やオンラインで実施とすることも可能でしょうか。

回答 14.

業務委託仕様書 4 ページ 5 委託業務の内容（4）ア（b）に記載のと

おり、派遣場所は原則として相談窓口設置場所となります。

質問 15. 相談員及び専門家の派遣は、それぞれ 2 人を限度とありますが、同一相談者に対して 2 名でしょうか？同一空き家物件に対して 2 名でしょうか？

(同一空き家物件でも複数の相談者から問合せがある可能性もあるため、確認となります。)

回答 15.

業務委託仕様書 4 ページ 5 委託業務の内容 (4) ア (d) の記載については、同 (c) の記載を準用するものとします。同一空き家につきそれぞれ 2 人が限度となります。

質問 16. 契約締結後 7 日以内 (土曜、日曜、祝日を除く) に相談窓口を設置すると記載がありますが、貴県で令和 6 年度に予定されている「空き家」に関する広報・告知のご予定がございましたら、ご教授くださいませ。

(例；納税通知書への空き家コーディネーター設置に関する DM 同封等)
お問合せ対応の体制を整える為にお伺いしております。

回答 16.

質問回答時点において確定しているものではありません。

質問 17. 資格要件や実績について、再委託先が保有している場合でも参加・記載可能でしょうか。

回答 17.

業務委託仕様書 8 ページ 12 (1) 第三者への委託に記載のとおり、原則として、本委託業務の全部又は一部を第三者に委託することはできません。

質問 18. 発注者から参加者へのお知らせ

回答 18.

①

公示及び説明書に記載の「資格要件」において、内容がわかりづらいため以下のとおり変更します。

【変更前】(2) 会社法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、特定非営利活動促進法、その他法律に基づき設立された、宅地建物取引その他の不動産取引・賃貸・管理に関する事業、相続業務又はまちづくりの推進を図る活動を行う法人であること。

【変更後】(2) 会社法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益

社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、特定非営利活動促進法、その他法律に基づき設立された、宅地建物取引その他の不動産取引・賃貸・管理に関する事業、**相続に関する業務**又はまちづくりの推進を図る活動を行う法人であること。

②

令和6年度「空き家コーディネーター」業務委託の簡易公募型プロポーザルについて、別紙1「資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の業務委託に係る同一入札への参加を制限する運用基準」を適用することとします。